

	質 問	行 革 回 答 案
1枚目	募集要項9ページ 7管理運営費上昇 リスク分担表において、「物価変動及び事業条件（仕様）変更以外の要因による管理運営費の増大」は指定管理者側の負担とされておりますが、「物価変動及び事業条件（仕様）変更以外の要因による管理運営費の増大」とは、具体的にどのような事象を想定されていますでしょうか。可能であれば具体例をお示ください	管理運営費上昇に関するリスク分担については、リスク分担表では、下記のとおりとして います。 「物価変動及び事業条件（仕様）変更以外の要因による管理運営費の増大」 →指定管理者 「上記のうち、急激な物価上昇等、特殊な事由が認められる場合」 →市 「物価変動」と「事業条件（仕様）変更以外の要因」の具体的な事象については、個別の事 案ごとに判断していくことになります。
2枚目	募集要項8ページ(7)自主事業 自主事業に係る収入および支出は、指定管理業務の収支決算書に含めて計上する という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、自主事業に係る収入・支出については、指定管理業務に係る収入・支出と分け られるよう項目を立てて計上してください。なお、新たな項目（例：物販売上、物販仕入等） は、リフレ芥見収支予算書（様式第4号）の行を挿入して記載してください。
3枚目	募集要項11ページ＜積算内訳（各年共通）＞ 積算内訳が「各年度共通」として示されている点に関し、昨今の社会経済情勢を踏ま え、以下の点についてもご教示ください。 1. 各年度共通の積算根拠と物価上昇の反映について 積算内訳が令和9年度から令和11年度までの3年間にわたり「各年度共通」とされて おりますが、これは3年間の物価上昇や人件費上昇を織り込んだ積算との理解でよろ しいでしょうか。 2. 人件費上昇への対応について 最低賃金の引き上げが全国的に継続しており、岐阜県においても毎年度の改定が想 定されます。3年間にわたり人件費が段階的に上昇することが確実視される中、各年 度共通の委託料上限額の範囲内で対応することが求められるのでしょうか。 社会保険料率の改定、育児・介護休業法等の法改正に伴う追加コストが発生した場合 の取扱いについてもご教示ください。	・指定管理に関する経費については、国が公表している経済指標の過去の上昇率等を考 慮し、必要な経費を積算しております。 ・募集時において計上が見えない法改正などによる経費の増加については、リスク分 担に照らし、必要と判断した場合は増額等の対応を予定しています。 ・なお、指定管理期間の3年目には、基準となる経済指標の推移と各費目の収支決算な どを勘案し、不足する額又は余剰する額について、必要と判断する場合には、4年目以降 の増額又は減額を行う中間見直しを予定しています。
4枚目	募集要項12ページ【中間見直し】 募集要項に「4年目以降は本市の見直しの対象となった場合に委託料の増額または 減額を行います」との記載がございますが、以下の点についてご教示ください。 「本市の見直しの対象となった場合」とは、具体的にどのような事象・状況を想定され ているのでしょうか。想定される事由（例：物価変動率が一定水準を超えた場合、最低 賃金の大幅改定、法制度改正、施設利用状況の大幅な変動、指定管理者の運営実績 評価 等）を可能な範囲でお示ください。 見直しの判断基準（例：物価指数の変動率、人件費の上昇率等の定量的な指標）は 設定されておりますでしょうか。	・中間見直しについては、指定管理期間の3年目に、基準となる経済指標の推移と各費目 の収支決算などを勘案し、不足又は余剰する額について、4年目以降に増額又は減額を 行う判断をすることを想定しています。
5枚目	募集要項12ページ(3)委託料・利用料金の精算（取り扱い） 「利益」と「経費削減による剰余金」の区分について 収支決算において生じた黒字額のうち、「本市への納付対象となる利益」と「返還を求 めない経費削減による剰余金」を、具体的にどのように区分・算定するのでしょうか。	委託料・利用料金の精算（取り扱い）においては、委託料の算定基礎である当初収支計 画に対し、収支決算において利益が生じた場合、利益の20%を本市に納入していただく とする一方で、経費削減などにより生み出された剰余金については、原則として返還を求 めないこととしていますが、その趣旨は、企業努力により削減された経費などにより指定 管理者が得た利益については、精算することなく指定管理者の利益としていただくものであり、 具体的には、個別の事案により判断していくこととなります。 委託料の精算の算定については、岐阜市リフレ芥見の管理運営に関する協定書（参考 ①）第17条（委託料の精算）をご参照ください。
6枚目	仕様書3ページ「キ サウナ及び温浴プール等の定期的な巡回」および4ページ「5 職 員配置」に関して、貴市が指定管理者に求める人員配置の基準について、以下の点を 質問いたします。 1. 「20分間隔」巡回の適用範囲と複数エリア対応について 複数のサウナや温浴プー ル等がある場合、20分間隔の巡回義務は各エリアに同時・個別に適用されるのでしょ うか。また、一人の職員がこれら複数エリアを巡回しても20分間隔を遵守できるとお考 えか、それとも各リスクエリアに専任の巡回担当者が必要とお考えでしょうか。 2. 休憩・シフト交代時間中の巡回途切れない体制について 職員の休憩や離席中も20 分間隔の巡回を維持するためには、どのような人員配置体制が求められますか。特 に、開館時間中の各時間帯において、「確実に実施できる人員配置」として貴市が想定 する最低人員数をご教示ください。 3. 募集要項でお示しいただいた人件費17,770,000円は、この20分間隔巡回を実現す るために必要な人員配置増を十分に考慮して積算されているのでしょうか。	サウナや温浴プールの巡回については巡回場所が比較的近く、巡回の内容も利用者 の様子を確認し、場合によって声掛け・注意喚起をすることを想定しており、巡回時間とし ては異常がなければ数分で終わる内容と考えています。職員が交代で1時間に3回程度、 毎回数分の巡回を行っていただくものと考えますので、専任の巡回担当者が必ずしも必 要とは考えておりません。 上記の巡回業務を行うに当たり、市としては受付に常時3名の人員を配置することを想 定しており、当該人員に係る人件費を賄えるよう、人件費を積算しています。